筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 (令和3年度~令和5年度)

施設等整備計画

筑紫野市

健康福祉部 高齢者支援課 令和4年3月

1. 計画の趣旨

筑紫野市では、筑紫野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(第8期計画)に基づき、介護保 険施設等の基盤整備を進めています。第8期計画に基づき、計画期間(令和3年度~令和5年度)にお ける地域密着型サービス事業所の整備の方針について、この施設等整備計画を策定します。

2. 整備目標算定に当たっての基本的な考え方

- (1) 医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を地域の実情に応じて深化・推進するという考え方を踏まえて策定する。
- (2) 既存施設の整備状況、待機者の状況、今後の高齢化の推移、市民ニーズ等を踏まえながら、負担 と給付のバランスにも留意し、在宅サービスや有料老人ホームなどの状況も加味することにより、適 切な整備量を設定する。
- (3) これからの人口減少社会を見据え、介護施設の質の維持・向上や持続可能性を考慮したあり方も 検討する。
- (4)整備については公募を基本とし、公募審査にあたっては、サービスの質を重視した評価を行い、 質の確保に取り組む。

3. 整備方針

- (1) 市民のニーズや今後の高齢化の状況等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)について、必要最小限の整備を行います。
- (2) 住み慣れた地域での在宅生活を支えるサービスの充実を図るため、小規模多機能型居宅介護事業 所の整備を行います。
- (3) 今後増加が見込まれる認知症高齢者に対応するサービスである、認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)事業所の整備を行います。
- (4) 在宅の医療ニーズの高い高齢者を支援するサービスである、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備を行います。

4. 第8期計画期間における地域密着型サービスの整備目標(必要利用定員)と整備方法

単位:人(定員)、()は事業所数

サービス種別	R3年度 当初整備数	R3~R5年度 整備目標	R5年度末 整備数	整備方法
定期巡回·随時対応型訪問介護看護	-	-	-	公募により
	(0)	(2)	(2)	新設又は併設
認知症対応型通所介護	24	12	36	公募により
	(2)	(1)	(3)	新設又は併設
小規模多機能型居宅介護	-	-	–	公募により
	(4)	(1)	(5)	新設又は併設
認知症対応型共同生活介護	162	18	180	公募により新設又は併
	(10)	(1又は2)	(12)	設(サテライトも可)

- ※小規模多機能型居宅介護の整備数は休止中を含む
- ※認知症対応型共同生活介護は2ユニット18人の整備を目標とし、目標に至らない場合のみサテライトも可とする。

5. 各サービス事業の整備の整備事業所数、スケジュール等

現時点における、各サービスの整備目標、利用定員、スケジュールについては、以下のとおりです。 今後、ホームページ等で募集の案内を行います。

○整備予定事業所

	定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護
整備目標 (事業所数)	2	1	1	1 (定員9人の場合は2)
利用定員 (人)	_	12	ı	18
整備方法	新設又は併設	新設又は併設	新設又は併設	新設又は併設 (サテライト型も可)
募集年度	令和4年度(1事業所) 令和5年度(1事業所)	令和4年度	令和4年度	令和4年度
募集方法	公募	公募	公募	公募
募集圏域(*)	全圏域	全圏域	全圏域	全圏域
補助金の有無	開設準備経費支援事業 11,200 千円/事業所	整備助成事業 10,900 千円/事業所	整備助成事業 26,880 千円/事業所 開設準備経費支援事業 671 千円/定員数	整備助成事業 26,880 千円/事業所 開設準備経費支援事業 671 千円/定員数

- * 圏域については、公募時点で整備されていない圏域の整備を優先することがあります。
- ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、サービス提供地域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できる立地であることが望ましい。
- ※補助金は、福岡県の補助金を財源としているため、減額・不交付となることがあります。

○公募から開設までのスケジュール

	令和 4 年度	令和 5 年度		
	(定期巡回、認知症DS、小多機、GH)	(定期巡回)		
事前相談(予定)	令和4年5月頃	令和5年5月頃		
最終応募締切(予定)	令和4年7月頃	令和5年7月頃		
事業者決定(予定)	令和4年 10 月頃	令和5年10月頃		
開設日(予定)	事業者決定後~令和4年度末まで ※	事業者決定後~令和5年度末まで		

※小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については、令和5年3月までに着工し、令和5年9月 までの間にサービス提供を開始すること。

6. 整備目標以外の地域密着型サービスの整備について

(施設サービス・居住サービス)

・地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について、第8 期計画期間の整備(指定)は行いません。

(在宅サービス)

- ・夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護について、第8期計画期間の整備(指定)は行いません。
- ・地域密着型通所介護については、第8期計画の見込量に達していないなどの場合には、新規の指定 又は県指定通所介護事業所からの変更(通所介護事業所の廃止及び地域密着型通所介護の指定)を することがあります。